



平成22年4月19日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 青木毅
(コード番号:3390)
問合せ先 取締役管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-6858-0411

社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ

当社は、平成22年3月26日発表の「過去の業績に影響を与える事象の発生及び社内調査委員会の設置に関するお知らせ」において、過年度決算の訂正の可能性及び社内調査委員会の設置について開示いたしました。

その後、当社は、平成22年4月5日に社外調査委員会を設置し、社内調査委員会による調査の状況を報告し、その調査に関する検証を受けてまいりました。

今般、社外調査委員会による調査が終了し、当社は社外調査委員会より「調査報告書」を受領し、本日の当社の臨時取締役会において社外調査委員会による調査結果につき報告が行われましたので、別添の通りその内容についてご報告いたします。

また、本日、社内調査委員会の「社内調査報告書」についてもあわせて開示しておりますので、ご高覧下さいますようお願いいたします。

今般、当社の過去の決算において、一部の取引について会計処理の修正を要する可能性のある事象が判明したことに関し、株主の皆さま、市場関係者の皆さまをはじめ、多くのステークホルダーの皆さまに、大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことについて、あらためて深くお詫び申し上げます。

以 上

調 査 報 告 書

平成 22 年 4 月 19 日

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

社外調査委員会

調査報告書

平成22年4月19日

社外調査委員会

委員長 山口吉一

委員 洞 敬

本報告書は、当社外調査委員会（以下、「当委員会」）がユニバーサルソリューションシステムズ株式会社（以下、「U S S」）取締役会から、U S Sの過去の業績に影響を与える事象の発生に関して設置された社内調査委員会により判明した過年度提出済有価証券報告書、同半期報告書及び同四半期報告書の各訂正（以下「本訂正」）を前提として、本訂正が発生した原因の究明、本訂正を防止出来なかった原因の究明及び当該訂正の再発防止策策定への提言を依頼され、これを実施した結果を報告するものである。なお、本報告書は最終的なものではあるが、新たに重要な事実が判明した場合には、本報告書とは異なる可能性がある。

I 当委員会設置の経緯及び調査対象

1 当委員会設置の経緯

U S Sは、平成21年9月4日に業績回復を果たせなかった旧経営陣の経営責任を明確にし、経営体制を刷新した。そして、新経営体制下において経営改革を推し進めるなかで、U S Sは、旧経営体制下における不適切な会計処理が行われていた疑いを持ったことから、平成18年3月期から同22年3月期第2四半期までにかかる決算・中間決算及び四半期決算に関して、売上の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象の調査を行った。その結果、過去の決算内容について、売上の計上時期の訂正を要する事象や保有する投資有価証券等の評価損計上時期の訂正を要する事象である本訂正の必要性が判明したことから、当委員会は、U S S取締役会の委託を受け、外部専門家としての立場から、本訂正が発生した原因、これを防止できなかった理由及び再発防止策の提言等を行うことを目的として発足した。

当委員会のメンバーは、山口吉一委員長（公認会計士・税理士）及び洞敬委員（弁護士）の2名である。

2 当委員会の調査対象

当委員会は、調査の着手に当たり、時間的制約等の関係から、本訂正を前提として、①本訂正が発生した原因の究明、②本訂正の発生を防止できなかった原因の究明、並びに、③本

訂正の再発防止策及び法令遵守体制の提言のみを目的と定め、その余は調査対象外とした。

3 当委員会の調査方法

当委員会は、①U S S 社内調査委員会作成にかかる社内調査報告書（以下「社内報告」）及び関連資料、②U S S の監査法人である優成監査法人による再監査報告（以下「再監査報告」）、③元取締役管理部長A氏、元執行役員ソリューションサポート部長B氏、元営業・プロジェクトマネージャーC氏を含む関係者の事情聴取及び④U S S の内部管理体制に関する報告により調査を実施した。

なお、本訂正に係る当時の関係者はその殆どが既にU S S を退職しており、後述するとおり、これら関係者において不適切な会計処理を行っている意識がなかったことから、当時について明確な記憶もなく、調査の過程において実施したこれら関係者への状況確認においても、明確な回答を得るに至らなかったことを付言する。

また、本訂正に係る取引当時の代表取締役（以下「元代表取締役」）については、既にU S S を退任していることに加え、現在U S S と競業する事業を行っているとして、U S S において法的措置を含めた対応を検討中であるなどの緊張関係にあることから、調査に対する協力は全く得られていないことも付言する。

II 調査結果

第1 調査結果の概要

1 本訂正の概要

(1) 売上の計上時期が不適切なことを理由とする訂正（8件）

U S S が、平成19年3月期に売上計上すべき取引について、これを平成18年3月期に売上計上を行ったというものである。

U S S は、システム開発関連取引において、売上計上基準が検収基準であることから、平成18年3月期において、納品あるいは最終リリースの完了を確認することなく、取引先から検収書等を入手したことをもって、平成18年3月期売上として計上を行った。

これを平成19年3月期の売上として、売上計上時期を訂正する。

(2) 評価損等の計上時期が不適切なことを理由とする訂正（2件）

ア 取引先A社株式の評価損計上時期について

U S S は、平成18年3月に第三者割当増資により1株32万円で取得した取引先A社株式について、その後平成20年4月に取引先A社が1株18万円で新たに第三者割当増資を行う旨の通知を受けたことから、これを根拠として、平成20年3月期において、1株18万円の限度でのみ評価損を計上し、翌平成21年3月期に純資産額による時価評価まで評価損を計上した。

これを平成20年3月期に純資産額による時価評価を行うこととして、評価損計上時期を訂正する。

イ 取引先H社に対する売掛債権の貸倒引当金計上時期について

U S Sは、平成19年4月に、取引先H社に対する売掛金債権を担保するため、開発許可が下りることを前提として開発許可申請中の土地に対して、抵当権を設定し、その後、同月中に極度額2,000万円の根抵当権も設定した。

その後、U S Sは、平成20年3月期に、平成20年4月の担保不動産の鑑定評価額の50%を担保価値として評価し、取引先H社に対する売掛金のうち、これを超過する部分全額について、貸倒引当金を積立て、翌平成21年3月期には全額の貸倒引当金を積み立てた。

これを取引先H社の与信状況等を厳格に判断し、平成20年3月期に同社に対する売掛債権について全額の貸倒引当金を計上することとして、貸倒引当金計上時期の訂正をする。

本訂正による、過年度財務諸表の修正は、以下の通りである。

平成18年3月期

単位：千円

項目	修正前	修正額	修正後
売上高	3,508,033	△221,369	3,286,664
経常利益	227,939	△221,369	6,570
当期純利益	117,158	△134,804	△17,646

平成19年3月期

単位：千円

項目	修正前	修正額	修正後
売上高	2,512,169	221,369	2,733,538
経常利益	△327,856	221,369	△106,487
当期純利益	△363,383	134,804	△228,578

平成20年3月期

単位：千円

項目	修正前	修正額	修正後
売上高	2,309,607	—	2,309,607
経常利益	△506,398	△22,500	△528,898
当期純利益	△622,857	△136,139	△758,996

平成21年3月期

単位：千円

項目	修正前	修正額	修正後
売上高	1,997,333	—	1,997,333

経常利益	△539,838	22,500	△517,338
当期純利益	△715,026	136,139	△578,887

2 本訂正が発生した原因

本訂正が行われた原因として、統制環境上の問題並びに組織体制及び業務処理上の問題が指摘できる。

まず、統制環境上の問題として、当時のU S Sの企業風土は、元代表取締役が絶対的な存在であり、U S S役職員が反対意見を唱える環境になく、監視・監督機能が十分に機能していなかった。同様に、取締役会・監査役会による元代表取締役に対する監視・監督機能が十分に機能していなかった。

次に、組織体制及び処理上の問題としては、社内稟議システムとして、元代表取締役が全ての最終決裁を行う縦割りの業務体制となっていたこと、営業部門がシステムの開発状況やリリース状況を正確に把握するなど売上計上時期に対する厳格な意識づけが乏しいこと、開発行為の実体を正確に記録する体制が取られておらず過去の開発リリース状況等の確認が困難なことが指摘できる。

3 本訂正の発生を防止できなかった原因及び管理体制上の問題点

本訂正を防止できなかった原因及び管理体制上の問題点として、①社内稟議システムの問題、②管理部の体制の問題、③営業部の体制の問題、④開発部の体制の問題が指摘できる。

当時、①社内稟議システムの問題として、各種証憑書類に関する各稟議の全ての最終決裁は元代表取締役が行っており、部門間等において相互確認や牽制をする意識が殆どなかった。また、②管理部の問題として、元代表取締役の指示の下で、元取締役管理部長が会計管理等の全てを統括し、それらの指示に従うだけなど部門内牽制が機能しにくい状態になっていた。③営業部の問題として、営業担当者は、システム案件の受注を主な業務としており、厳格な売上計上に対する意識が不十分であり、十分な確認や牽制が機能しにくい状態であった。④開発部の問題として、定期的の開発会議を開催し、開発の進捗状況等の詳細情報を共有していたものの、開発行為の実体を正確に記録する体制は取られておらず、営業部・管理部のメンバーは当該会議には参加しないなど、部門間の相互牽制が機能しにくい状態にあった。

加えて、監視活動の問題として、内部監査室は設けられていたものの、社内通報制度といった情報・伝達機能が整備されておらず、内部監査室についても元代表取締役直轄の部署であり、独立した監視活動を行うための機能が十分に働いていなかった。

以上から、各相互監視機能が脆弱であったことが本訂正を防止できなかった原因及び管理体制上の問題点として指摘できる。

4 本訂正の再発防止策及び法令遵守体制

本訂正の再発を防止する策及び法令遵守体制は、既に実施済みのものを含め、以下の通りである。

(1) 統制環境の不備に対する改善策

①企業風土の改善

a. 新経営体制への移行

すでに、旧経営陣の経営責任を明確にするとともに、新経営体制下で経営改革を推進しており、更に適切な会計処理を行える企業風土の醸成への取組を図る。

b. 旧経営体制下における幹部社員、社員の退職

本訂正に関係する主な役職員の処分については、これら役職員が既に退職していることにより対応済みである。

②コーポレート・ガバナンスの改善

a. ㈱光通信からの監査役受け入れ

平成21年11月開催の臨時株主総会で社外監査役として選任された親会社である㈱光通信の執行役員経理部長を中心として、親会社グループ経営方針に沿った適切な会計処理を行える状況の構築を図る。

b. 取締役会の活性化

取締役会を活発に報告、議論する場とし、取締役間の相互牽制を可能とし、適切な意思決定ができる体制の整備を図る。

c. 監査役的活動・監査役会の活性化

監査役との情報共有を積極的に行い、また、意見交換を活発にすることにより、実効性のある監査を行える環境整備を図る。

③コンプライアンス意識の改善について

a. コンプライアンス教育の強化

経営陣、従業員とも定期的にコンプライアンス研修を受講する等、相互牽制・監視を行なっていく姿勢を養い、不適切な会計処理を未然に防止する教育の強化を図る。

b. その他コンプライアンスに関する啓発活動

従業員のコンプライアンスに関する意識を強化するため、他社事例や注意喚起を促す啓発活動を実施する。

c. 各種マニュアル等の整備

コンプライアンス遵守の企業風土を醸成するため、会計処理に関する明確なルール、手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

(2) 組織体制と業務処理の改善

①社内稟議システムに関する改善策

稟議システムを刷新し、相互牽制が働くような仕組みを取り入れるとともに、決裁権限が代表取締役社長に集中しない社内チェック体制の確立を図る。なお、既にUSSにおいては新体制の確立を行っている。

②管理本部の体制に関する改善策

特定の役職者に権限が集中することによる不正を防ぐため、管理本部を経理部、財務部、法務部、人事部、総務部、経営戦略部に分け、管理本部体制を一新する。なお、既にUSS

においては新体制の一新を行っている。

さらに、経理部においては、市場価格の存在しない株式の評価・債権評価に関する運用ルールを定め、運用を徹底する。

③営業本部の体制に関する改善策

営業本部において、売上計上に関する検収条件を明確にし、各種証憑類についてのチェック体制を構築し、システム開発・サービス提供の状況についても同時に確認する体制を構築する。なお、既にU S Sにおいて新体制の構築を行っている。

④開発本部の体制に関する改善策

開発本部が定期的開催している開発会議に営業部門の責任者、経理部門の役職者を参加させ、開発の進捗状況等の詳細情報を共有し、相互牽制が機能する体制を構築する。なお、既にU S Sにおいて同体制を構築している。また、システムの開発行為の詳細について、正確に記録する体制を構築する。

(3) 監視活動の改善

内部監査室のチェック体制を強化し、内部監査室を中心に監視活動を改善する。

a. 内部監査機能の強化

内部監査室の人員を増員し、日常的なチェック体制の強化を図るとともに、直ちに取締役会及び監査役会に報告を行える体制の構築を図る。

b. 内部通報制度による補完

平成19年4月12日付で内部通報制度を導入しているが、内部通報制度を有効に機能させるために、社内意見箱を設けるなど、全従業員の目により不正を監視する組織作りを図る。

第2 調査結果の詳細

1 本訂正の原因となった不適切な会計処理（以下、「本件不適切な会計処理」）の特定

(1) U S S 社内調査の実施

U S Sは、社内調査委員会によって、次の方法により、調査を行った。

ア 関係者への事情聴取

- ①元取締役管理部長
- ②元執行役員ソリューションサポート部長
- ③元営業・プロジェクトマネージャー担当幹部社員
- ④当時の各フロント担当者
- ⑤社員その他の関係者

※なお、事情聴取を行った対象のほとんどが既にU S Sを退職しており、調査の過程において実施した状況確認においても、明確な回答は得られていない。

イ 議事録、会計帳簿、契約書・検収書等、証憑類（複写や電子データを含む）等の収集・分析・精査

- ① U S S に現存する見積書、発注書、検収書、請求書（発行依頼書）、契約書、稟議書等の証憑・売上根拠資料
- ② 取締役会議事録、経営会議議事録及び開発会議議事録、営業会議議事録
- ③ 総勘定元帳、入金記録及び送金記録
- ④ その他関係資料

ウ 開発、テスト、リリース状況の実態調査

(2) 会計監査人による再監査の開始

U S S は、U S S の会計監査人である優成監査法人に対し、当該売上の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象について説明を行い、過年度提出済有価証券報告書（平成18年3月期から平成21年3月期）、半期報告書（平成19年3月期から平成20年3月期）及び四半期報告書（平成21年3月期第1四半期から平成21年3月期第3四半期、以下併せて「過年度財務諸表等」といいます。）に訂正の必要性が生じた場合の再監査を要請し、それを受けて、優成監査法人は平成22年3月24日から再監査を開始した。

(3) 本件不適切な会計処理の特定

その結果、U S S は、平成18年3月期に行われた8案件に係る売上計上と、平成20年3月期に行われた特定1社に係る保有する投資有価証券の評価の見直し、平成20年3月期に行われた特定1社に係る貸倒引当て処理について、次のとおり、不適切な会計処理が行われていたと判断した。

2 本件不適切な会計処理の内容

(1) 売上計上時期が不適切なもの

ア 取引先A社との取引

① 取引先A社との取引の概要は次のとおりである。

売上高：100,000,000円

見積書：無し

発注書：無し

稟議書：平成18年3月8日、同22日

契約書：平成18年3月29日

請求書発行：平成18年3月29日

入金日：平成18年4月20日

② 社内調査報告及び再監査報告によれば、開発会議議事録には取引先A社に提供していたシステムを更に汎用的なサービスとして提供するための開発が行われていたことが記載され、

かつ、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、当時の経営会議議事録には、平成18年6～8月にかけて上記①のシステム開発行為を行っていたと思われる記載が存在し、当時の取締役議事録には取引先A社との今後の業務提携に関する決議が行われた旨の記載があり、平成18年3月期の売上げの属することを証する資料は検収書しか存在しないことが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の取締役管理部長から、実際のシステムの開発状況や納品状況は社内で確認をしていないものの、平成18年3月期末までに開発が完了したものと認識しており、元代表取締役からの指示があったことから、取引先A社から平成18年3月末までに検収書を受領し、平成18年3月期の売上げとして処理した旨を聴取している。

- ③以上の調査結果に基づき、対価の内容には提携事業に関するコスト負担も含まれることから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、入金日（平成18年4月20日）の帰属する翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

イ 取引先B社との取引

- ①取引先B社との取引の概要は以下のとおりである。

売上高：53,619,048円

見積書：平成18年3月31日

発注書：平成18年3月31日

検収書：平成18年3月31日

稟議書：無し

契約書：無し

請求書発行：平成18年3月31日

入金日：平成18年4月28日

- ②社内調査報告及び再監査報告によれば、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、当時の開発会議議事録には平成18年4月以降に開発行為をおこなっていたと思われる記載が存在し、平成18年3月期の売上げの属することを証する資料は検収書しか存在しないことが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の取締役管理部長から、検収について合意した時期は平成18年3月末から同年4月にかけてであるとの認識があるのみで、当時実際のシステムの開発状況や納品状況を社内で確認をしておらず、平成18年3月期末までに開発が完了したか否かについて定かでないまま、元代表取締役からの指示があったことから、取引先B社から平成18年3月末までに検収書を受領し、平成18年3月期の売上げとして処理した旨を聴取している。

- ③以上の調査結果に基づき、売上計上用社内帳票に平成18年4月に入ってから検収書（平成18年3月31日付け）を受領したと思われる記載があることから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

ウ 取引先C社との取引

- ①取引先C社との取引の概要は以下のとおりである。

売上高：21,510,000円
見積書：平成18年2月16日
発注書：平成18年2月16日
検収書：平成18年3月31日
稟議書：平成18年4月4日
契約書：平成18年2月16日(捺印申請日付は4月4日)
請求書発行：平成18年3月31日
入金日：平成18年4月28日

②社内調査報告及び再監査報告によれば、当時の開発会議議事録には平成18年3月末までに開発行為が完了した旨の記載があり、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、上記開発会議議事録には、平成18年4月以降にテスト及び取引先C社本部による検収を経てリリースする旨の記載があり、同様に当時の経営会議議事録には平成18年4月以降に何らかの開発行為をおこなっていたと思われる記載が存在し、上記①のシステムに関する契約の捺印申請が平成18年4月にされていることが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の担当者から、検収時期において、実際のシステムの開発状況や納品状況について一部未完了であったとの認識、一部未完了部分については元代表取締役らと取引先C社とで合意がなされたとの認識がある旨を聴取している。

③以上の調査結果に基づき、上記①の契約捺印申請が平成18年4月であったことから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

エ 取引先D社との取引

①取引先D社との取引の概要は以下のとおりである。

売上高：16,200,000円
見積書：無し
発注書：平成18年2月17日
検収書：平成18年3月31日
稟議書：平成18年3月24日
契約書：無し
請求書発行：平成18年3月31日
入金日：平成18年4月28日

②社内調査報告及び再監査報告によれば、平成18年3月31日付け検収書が存在し、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、当時の開発会議議事録及び営業会議議事録には平成18年4月以降に順次リリースする旨の記載が存在し、当時の経営会議議事録にも、平成18年4月実績として上記①のシステムのリリースが記載されており、平成18年3月期の売上げの属することを証する資料は検収書しか存在しないことが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の担当者からは、上記①のシステムについて、平成18年3月期末までに開発が完了したか否かについて定かではなく、また検収書の取得時期についても定かでないまま、当時の部門会議での会話から、平成18年3月期の売上げとして処理した旨を聴取している。

- ③以上の調査結果に基づき、当時の営業会議議事録の記載内容を確認した結果、システム開発作業の一部が平成18年4月以降に継続していた可能性があることから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

オ 取引先E社との取引

- ①取引先E社との取引の概要は以下のとおりである。

売上高：3,300,000円

見積書：平成18年2月6日

発注書：日付未記載

検収書：平成18年3月31日

稟議書：無し

契約書：無し

請求書発行：平成18年3月31日

入金日：平成18年8月31日

- ②社内調査報告及び再監査報告によれば、平成18年3月31日付け検収書が存在し、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、当時の開発会議議事録には平成18年4月以降にリリースする旨の記載が存在し、平成18年3月期の売上げの属することを証する資料は検収書しか存在せず、当該検収書の正式受領も平成18年4月以降であることが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の担当者からは、上記①のシステムについて、平成18年3月期末までに開発が完了したか否かについて定かではなく、また検収書の取得時期についても定かでないまま、当時の部門会議での会話から、平成18年3月期の売上げとして処理した旨を聴取している。

- ③以上の調査結果に基づき、正式な検収書（平成18年3月31日付け）の受領が平成18年4月であることから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

カ 取引先F社との取引

- ①取引先F社との取引の概要は以下のとおりである。

売上高：11,940,000円

見積書：無し

発注書：944万円に関しては平成17年9月1日（250万円に関しては無し）

検収書：944万円に関しては平成18年3月20日（250万円に関しては平成18年3月27日）

稟議書：944万円に関しては平成17年9月7日（250万円に関しては無し）

契約書：無し

請求書発行：平成18年7月31日（再発行）

入金：平成18年10月31日

- ②社内調査報告及び再監査報告によれば、平成18年3月31日付け検収書が存在し、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、当時の経営会議、開発会議議事録及び営業会議議事録のいずれにも平成18年

3月までに上記①のシステムの開発が完了し納品した旨の記載はなく、平成18年3月期の売上の属することを証する資料は検収書しか存在しないことが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の担当者からは、上記①のシステムについて、平成18年3月期末までに開発が完了したか否か、検収書の取得時期についても、いずれも明確な回答を得られていない。

- ③以上の調査結果に基づき、請求書を再発行した時期が平成18年8月8日であることから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

キ 取引先G社との取引

- ①取引先G社との取引の概要は以下のとおりである。

売上高：4,800,000円

見積書：平成17年7月7日

発注書：無し

検収書：平成18年3月31日

稟議書：無し

契約書：無し

請求書発行：平成18年3月31日

入金日：平成18年5月31日

- ②社内調査報告及び再監査報告によれば、平成18年3月31日付け検収書が存在し、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、当時の経営会議、開発会議議事録及び営業会議議事録のいずれにも平成18年3月までに上記①のシステムの開発が完了し納品した旨の記載はなく、請求書発行記録によれば発行日は平成18年4月20日であり、平成18年3月期の売上の属することを証する資料は検収書しか存在しないことが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の担当者からは、上記①のシステムについて、平成18年3月期末までに検収書を取得したか否かについてすら、明確な回答を得られていない。

- ③以上の調査結果に基づき、請求書の発行記録が平成18年4月20日となっていることから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

ク 取引先H社との取引

- ①取引先H社との取引の概要は以下のとおりである。

売上高：10,000,000円

見積書：無し

発注書：無し

検収書：平成18年2月22日

稟議書：平成18年4月19日

契約書：日付未記載(捺印申請は平成18年4月25日)

請求書発行：平成18年2月28日

入金日：平成18年5月31日

②社内調査報告及び再監査報告によれば、平成18年3月31日付け検収書が存在し、開発・リリース状況を精査した結果、上記①のシステムの実態が確認されている。

他方で、当時の経営会議議事録には、上記①のシステムのリリースが平成18年4月1日以降である旨の元代表取締役の発言が記載されているのみで、開発会議議事録及び営業会議議事録のいずれにも平成18年3月までに上記①のシステムの開発が完了し納品した旨の記載はなく、平成18年3月期の売上げの属することを証する資料は検収書しか存在しないことが確認されている。

そして、本件取引を担当していた当時の担当者からは、本件取引については一切記憶がない旨の返答しか得られていない。

③以上の調査結果に基づき、契約書の捺印申請が平成18年4月25日であったことから、より厳格な視点で再検討した結果、平成18年3月期の売上計上から、翌平成19年3月期の売上へと訂正するというものである。

(2) 評価損計上時期が不適切なもの

ア 取引先A社株式の評価損計上時期について

U S Sは、平成18年3月29日、取引先A社の第三者割当増資に応じて、新株式780株（1株あたりの取得価格32万円。合計2億4,960万円。）を取得した。平成20年3月決算期における取引先A社の純資産価格に基づく評価では1株あたり約3万4000円であったが、平成20年3月決算期に関する会計監査人の監査期間中であった平成20年4月25日、U S Sは、取引先A社から同社が「1株あたり18万円を下限として募集株式の発行事項を取締役会の決定に委任する件」を決議内容とする臨時株主総会の招集通知を受領したことから、同社株式の評価額について下限払込金額である18万円を根拠に評価を行った。なお、U S Sは引き受けを行っていないものの、上記第三者割当増資は、平成20年7月29日に実行されている。

今回、評価額の妥当性についてより厳格に評価を行った方がよいと判断から、保有する取引先A社株式について、同社の純資産価格に基づき、平成21年3月期に計上していた評価損（1億1,363万9,050円）の計上時期を平成20年3月期に訂正するというものである。

イ 取引先H社に対する売掛債権の評価損計上時期について

U S Sは、平成19年4月2日、取引先H社に対する4,627万8,757円の売掛金債権を担保するため、開発許可が下りることを前提として開発許可申請中の土地に対して、抵当権を設定し、その後平成19年4月27日には極度額金2,000万円の根抵当権を設定した。

その後、U S Sは、平成20年3月決算期において、平成20年4月7日付の担保不動産の鑑定評価額の50%（2,250万円）を担保価値として評価し、取引先Hに対する売掛金（4,980万3,177円）のうち、これを超過する部分2,780万3,177円全額について、貸倒引当金を積み立てた。

しかし、当該土地の開発許可が下りず、評価額での売却は難しく、その後ようやく熊本県の不動産業者から200万円であれば買い取るとの回答があり、実際に平成21年7月14日に200万円を回収した。

今回、より厳格に売掛債権の評価を行ったほうが良いとの判断から、平成21年3月期に計上していた貸倒引当金（2250万円）の計上時期を平成20年3月期に訂正するというものである。

3 本訂正の影響額

本訂正が、過年度の売上高等に与える影響額は、以下のとおりである。なお、本訂正による影響額を織り込んだ過年度の財務諸表に関する書類の訂正については、平成22年4月19日に、過年度財務諸表等の訂正報告書を財務局に提出されており、かつ、過年度決算短信（平成18年3月期から平成21年3月期）及び過年度中間決算短信（平成18年9月期から平成19年9月期）過年度四半期決算短信等（平成21年3月期第1四半期から平成22年3月期第3四半期）の訂正についての適時開示も行われている。

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額（△は損失）
平成18年3月期	3,508,033	3,286,664	△221,369
平成19年3月期中間	1,341,210	1,562,579	221,369
平成19年3月期	2,512,169	2,733,538	221,369
平成20年3月期中間	1,076,992	1,076,992	—
平成20年3月期	2,309,607	2,309,607	—
平成21年3月期第1四半期累計期間	660,151	660,151	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	1,137,067	1,137,067	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	1,659,464	1,659,464	—
平成21年3月期	1,997,333	1,997,333	—

(単位：千円)

	修正前経常利益	修正後経常利益	修正額（△は損失）
平成18年3月期	227,939	6,570	△221,369
平成19年3月期中間	△119,380	101,988	221,369
平成19年3月期	△327,856	△106,487	221,369
平成20年3月期中間	△319,865	△319,865	—
平成20年3月期	△506,398	△528,898	△22,500
平成21年3月期第1四半期累計期間	11,312	11,312	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	△147,393	△147,393	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	△352,410	△329,910	22,500
平成21年3月期	△539,838	△517,338	22,500

(単位：千円)

	修正前当期純利益	修正後当期純利益	修正額（△は損失）
平成18年3月期	117,158	△17,646	△134,804
平成19年3月期中間	△66,768	68,036	134,804

平成19年3月期	△363,383	△228,578	134,804
平成20年3月期中間	△324,237	△324,237	—
平成20年3月期	△622,857	△758,996	△136,139
平成21年3月期第1四半期累計期間	19,582	19,582	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	△140,070	△140,070	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	△490,029	△353,890	136,139
平成21年3月期	△715,026	△578,887	136,139

第3 本訂正が発生した原因

1 関与者

(1) 主導的立場の関与者

決定的な記録や証憑は確認できていないものの、U S S取締役や元取締役管理部長等からの事情聴取によると、U S Sの元代表取締役が不適切な会計処理に関して主導的な立場で関与していた可能性が高いことが確認されている。

元代表取締役は、当時大半の取引先に対するシステム開発、サービス提供の実態を把握していたにも関わらず、取引先に対して平成19年3月期に計上すべき売上の前倒し計上を依頼するとともに、U S S元取締役管理部長等に対して、平成18年3月期に売上計上するよう指示していたという事実が確認されている。

(2) 従属的立場の関与者

不適切な会計処理に関与していた従業員は、営業・プロジェクトマネージャーを担当していたフロント担当の一部幹部社員を含む複数の社員にわたることが確認されている。大半の従業員は、元代表取締役から直接的な指示を受けておらず、自らの行為が不適切な会計処理に関与しているという認識を持たないまま、取引先へのシステム納品状況やリリース状況を確認することなく、漫然と売上の計上を行っていたが、一部従業員の中には、元代表取締役から直接指示を受けた者もいたことが確認されている。

2 不適切な会計処理の動機等

社内報告によれば、現在在籍している取締役及び当時在籍していた元取締役等の聞き取り調査の結果、元代表取締役が、上場直後の決算期である平成18年3月期において黒字決算を実現するために、取引先に対して売上の前倒し計上を依頼するなどの不適切な会計処理に主導的な立場で関与した可能性が高いとのことである。当委員会においても、当該動機の解明についても鋭意解明を試みたが、元代表取締役は、現在U S Sと競合する事業を行っており、U S Sとしても法的措置を含めた対応を検討中であるなどの緊張関係にあるため、元代表取締役から事情聴取を行える状態になく、決定的な記録や証憑も確認できていないことから、確定的な結論には至っていない。

また、決定的な記録や証憑は確認できていないものの、U S S取締役や元取締役管理部長等からの事情聴取によると、元代表取締役以外の関与者が協力した背景として、当時、元代表取締役の株式保有割合は16.85%と第3位の大株主の地位にあるなど、その影響力は大きく事実上その指示に逆らうことは極めて困難な状況にあったこと、売上計上時期について厳密な意識がなく、漫然と事務処理として売上計上を行っており、そもそも不適切な会計処理の実行の一端を担っているとの認識に乏しかったことが指摘できる。

3 小括

結局、本訂正が発生した原因としては、元代表取締役の行為を統制できていない環境上の問題並びに組織体制及び業務処理上の問題が指摘できる。

すなわち、統制環境上の問題として、当時のU S Sの企業風土は、元代表取締役が絶対的な存在であり、U S S役職員が反対意見を唱える環境になく、監視・監督機能が十分に機能していなかった。同様に、取締役会において法定決議事項等を承認する等の法令遵守は維持されていたものの、元代表取締役に対して、取締役会・監査役会による監視・監督機能が十分に機能していなかった。

次に、組織体制及び処理上の問題として、社内稟議システムとして、元代表取締役が全ての最終決裁を行う縦割りの業務体制となっていたこと、営業部門がシステムの開発状況やリリース状況を正確に把握するなど売上計上時期等に対する厳格な意識づけが乏しいことが上げられる。そのため、開発部門は自らが開発しているシステムがどのような状況にあるかについて営業部門と認識を共有する意識が乏しく、営業部門においては、取引先より検収書を受領するにあたり、元代表取締役の指示に従うだけであり、当該システムの開発状況やリリース状況の実体を確認するという基本的事項が行われていない。また、開発部門においては、開発行為の実体を正確に記録する体制や手法が確立されておらず、現時点において過去の開発状況やリリース状況を確認することが困難なことが上げられる。

第4 本訂正の発生を防止できなかった原因

1 統制環境の問題

(1) U S Sの企業風土

平成18年3月期において、元代表取締役が絶対的な存在であったことから、同人の考え方や方針にU S S役職員が反対意見を唱える環境はなく、元代表取締役社長に対する監視・監督・監査が適切に機能しうる状況が欠如していた。

(2) コーポレート・ガバナンスの問題

元代表取締役を絶対視する環境の下で、U S Sの取締役会は元代表取締役の業務執行状況に対する監視・監督機能が十分に果たしていなかった可能性がある。

さらに、U S S監査役会にも、本訂正の原因たる取引について全ての情報が伝達されておらず、結果として、実効性のある監査を行うことができていなかった。

2 組織体制及び業務処理上の問題

なお、U S Sの当時と現在の組織体制は相違しているが、改善案については、組織体制を現在の組織体制に置き換えている。また、組織間の連携の問題を表現するため、業務処理上の問題とも関連づける。

(1) 社内稟議システムの問題

当時のU S Sにおいては、見積、発注、検収、契約締結に関する各稟議の全ての最終決裁は元代表取締役が行っていた。そのため、元代表取締役と、部門あるいは担当者間のみといった完全な縦割りの業務体制となっており、社内において相互に牽制できるような仕組みにはなっていなかった。

(2) 管理部の体制の問題

当時のU S Sにおいては、元代表取締役の指示の下で、元取締役管理部長が、売上計上、契約管理及び請求等の会計管理等の全てを統括し、その指示の下で担当者が実務を行う体制であったため、管理部門内で相互に情報を共有することや業務内容について牽制するといった機能しにくい状態になっていた。

(3) 営業部の体制の問題

当時のU S Sにおいては、営業担当者は、システム案件の受注を主な業務としており、管理部が契約書の調印や契約内容の法務チェックを行っていたものの、売上計上に係る証憑は検収書がメインであり、売上計上・認識に係る基準が明確ではなかった。また、納品物の妥当性の確認等は各営業担当者の判断に委ねられていたものの、取引先に納品するシステムの開発状況やリリース状況を確認するといった作業は行われておらず、これら情報について開発部門との間で連携を取るという体制も採られていなかった。そのため、検収書の対象となるシステムの実体について十分な認識はなく、売上計上時期に対する厳密な意識付けはなされていなかった。

(4) 開発部の体制の問題

当時のU S Sにおいては、元代表取締役と開発部長、開発部員、システム関連部門のメンバーが定期的の開発会議を開催し、開発の進捗状況、リリース状況、問題の有無等の詳細情報を共有していたが、営業部、管理部のメンバーは当該会議には参加しておらず、検収書の対象となるシステムの開発・リリース状況についての情報共有が十分でなかった。そのため、上記(3)の問題が生じている。

また、開発部門においては、開発状況やリリース状況を正式に記録する体制が確立されておらず、過去に遡って特定のシステムの開発状況やリリース状況を確認することが殆どできていない。

3 監視活動の問題

当時のU S Sにおいては、社内通報制度といった風通しの良い組織を作るための情報・伝達機能は整備されておらず、内部監査室は元代表取締役直轄の部署であり、独立した監視活動を行うための機能が十分に働いていなかった。

第5 本訂正の再発防止策及び法令遵守体制の提言

今回と同様の不適切な会計処理を発生させないためには、上記第4に記載した発生原因を踏まえた再発防止策及び法令遵守体制を実施する必要がある。

1 再発防止策

(1) 統制環境の不備に対する改善策

① U S Sの企業風土の改善

a. 新経営体制への移行

すでに、U S Sは、平成21年9月4日に、業績回復を果たせなかった旧経営陣の経営責任を明確にするとともに、経営体制を刷新している。

U S Sは、新経営体制下において経営改革を推し進めるとともに、適切な会計処理を行うために必要な企業風土の醸成に取り組んでいることから、当委員会は、再発防止策として、継続して、当該企業風土の確実な醸成と更なる改善を提言する。

b. 旧経営体制下における役職員の退職

すでに、U S Sにおいては、本件不適切な会計処理の案件に関わっていた役職員は、全員が退職し、旧経営体制下における主要メンバーの大半も退職していることから、当委員会は、新経営体制においても、更に継続して経営改革を推し進めることを提言する。

② コーポレート・ガバナンスの改善

a. 親会社からの社外監査役受け入れ

U S Sは、親会社の執行役員経理部長であり、今回の社内調査委員も務められている渡辺将敬氏を平成21年11月25日に開催したU S S臨時株主総会で社外監査役として選任していることから、当委員会は、再発防止策として同氏が新経営体制下においてグループ経営方針に沿った適切な会計処理の状況を継続して監視すること、その監視の実行性が保持される体制の構築を提言する。

b. 取締役会の活性化

元代表取締役の在職中の取締役会においては、元代表取締役の意に沿わない案件は、法定の決議事項以外の場合、積極的に付議されなかった可能性があることから、取締役会の機能

が十分に発揮されなかった可能性がある。

U S Sは、新経営体制下において、取締役会を活発に報告、議論させる会議体とし、取締役間の相互牽制が可能となる体制を目指しており、当委員会は、再発防止策として、継続して取締役会の活性化が図られる体制の構築・維持が必要であることを提言する。

c. 監査役の活動・監査役会の活性化

U S S監査役会は、元代表取締役の在職中、各取締役の業務執行状況を把握することに努めていたものの、十分かつ必要な情報が伝達されなかったことから、結果として、実効性のある監査を行うことができず、今回の不適切な会計処理については、結果的にこれを発見することができなかった。

新経営体制下において、現在の代表取締役から監査役への情報共有も積極的に行われており、また、意見交換も活発に行われていることから、当委員会は、有効な監査を行うことができる状況構築のために、継続して監査役会の活性化が維持されることを提言する。

③ コンプライアンス意識の改善について

a. コンプライアンス教育の強化

今回発覚した不適切な会計処理については、当時の元取締役及び一部の幹部社員も関与していたことが確認されている。このため、元代表取締役の影響下のことではあるものの、今後、永続的にかかる事態の再発を防止するためには、経営者・従業員一体となってコンプライアンス遵守の徹底を行う必要がある。

具体的には、今回のような不適切な会計処理が重大な法令違反につながること等の具体的事例を多く取り入れた外部専門家によるコンプライアンス研修を経営陣、従業員とも定期的に受講し、特定の人物への権力集中を安易に許容するのではなく、どのような場合でも相互牽制・監視を行なっていく姿勢を養い、不適切な会計処理を未然に防止する必要がある。

b. その他コンプライアンスに関する啓発活動

従業員のコンプライアンスに関する意識を強化するため、社内イントラネットを活用し、他社事例や注意喚起を促す記事を定期的に配信するとともに、注意喚起を促す社内掲示物を掲示する等の啓発活動を実施していく必要がある。

c. 各種マニュアル等の整備

コンプライアンス遵守の企業風土を醸成するため、今回の不適切な会計処理においては、売上の計上時期が大きな問題となっていることから、売上の計上処理に関する明確なルール、手続き等を定めたマニュアル等を整備するとともに、適宜改訂していく必要がある。

(2) 組織体制と業務処理の改善

① 社内稟議システムに関する改善策

新経営体制下において、稟議システムが刷新されており、起案内容によって回議者、決裁者を明確に規定し、相互牽制が働くような仕組みを取り入れるとともに、決裁権限が代表取締役に集中しない社内チェック体制が確立されていることを確認している。当委員会は、再発防止

策としては、当該新社内稟議システムが維持され、有効に機能することが必要である旨提言する。

② 管理本部の体制に関する改善策

U S Sは、特定の役職員に権限が集中することによる不正を防ぐため、管理本部を経理部、財務部、法務部、人事部、総務部、経営戦略部に分け、権限が各部門長に委譲される等、管理本部体制を一新している。

また、上記①のとおり、稟議システムを刷新し、稟議の内容により回議者、決裁者を細かく規定し、売上計上案件については、経理部長、財務部長、管理本部長等複数の回議者がシステム開発の状況、サービス提供の状況についてチェックする仕組みを導入している。加えて、営業本部の売上計上に際しては、経理部長、経理課長によって証憑が確認されるとともにシステム開発の状況、サービス提供の状況についてもチェックされている。

さらに、経理部においても、保有株式の評価に関して、市場価格の存在しない株式の評価に関するルールを定め運用を徹底するとともに、債権評価に関しても明確にルールを定め運用している。

当委員会は、再発防止策としては、これら管理本部の体制に関する改善策が、継続して維持され、有効に機能することが必要である旨提言する。

③ 営業本部の体制に関する改善策

U S Sは、売上計上に際して検収条件を明確にし、見積書、発注書、検収書などの証憑類について、部門長が実態に基づき厳格にチェックする体制を構築しており、システム開発の状況、サービス提供の状況についても同時に確認することとされている。

当委員会は、再発防止策としては、これら営業本部の体制に関する改善策が、継続して維持され、有効に機能することが必要である旨提言する。

④ 開発本部の体制に関する改善策

U S Sは、開発部長、開発部員、システム関連部門のメンバーが定期的に行っている開発会議に営業部門の責任者、経理部門の役職者が参加し、開発の進捗状況、リリース状況、問題の有無等の詳細情報を共有しており、相互牽制が機能している状態にある。

当委員会は、再発防止策としては、これら開発本部の体制に関する改善策が、継続して維持され、有効に機能すること、さらに開発部門において、システムの開発状況及びリリース状況について正確かつ一元的に管理する体制の構築が必要である旨提言する。

(3) 監視活動の改善

U S Sは、内部監査室により各部署の業務が適切に遂行されているかのチェックを行っており、内部監査室を中心に以下の監視活動を実施することによって、不適切な会計処理の再発を未然に防止していくこととされている。

当委員会は、以下の監視活動に関する改善策が実効されることを条件に同意した。

a. 内部監査機能の強化

内部監査室の人員を増員し、各部署の業務が適切に遂行されているかチェックを行うなど、日常的なモニタリングの充実を図り、今後、取締役の業務執行をはじめとして、U S S全体

の事業の執行状況、コンプライアンス遵守の状況をモニタリングし、必要に応じて直ちに取締役会及び監査役会に報告を行う体制を構築し、これを維持継続する。

b. 内部通報制度による補完

平成19年4月12日付で導入されている内部通報制度について、本件不適切な会計処理等の行為が再発することを確実に防ぐため、更に内部通報制度を有効に機能させるものとして、別途社内意見箱を設けるなど、全従業員の目により不正を監視する組織作りを継続して行う。

以上